

2022年4月1日発行



宮城労働局メールマガジン



---

目 次

---

1. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！
2. 令和4年4月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
3. 小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容等について
4. 令和4年度も引き続き「業務改善助成金特例コース」を実施します！

---

1. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！

---

宮城産業保健総合支援センターが開催する、産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会の2022年度（前期）開催分がHPにアップされています。以下のリンク先をご確認ください。

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/new/2405>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

- 宮城産業保健総合支援センター  
仙台市青葉区中央4-6-1 SS30（15階）  
電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283  
URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

---

2. 令和4年4月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

---

（注）以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（3/22現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年4月以降6月末までの期間については、下記のとおりとなります。

(1)「雇用調整助成金」について

- ・業況特例・地域特例について、6月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続
- ・原則的な措置は、日額上限額9,000円を継続

- (2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について
- ・地域特例について、6月末まで現行の日額上限・支給率を継続
  - ・原則的な措置は、6月末まで現行の支給率を維持（日額上限8,265円）。

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金  
職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター (0120-221-276)

---

### 3. 小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容等について

---

(注) 以下は、事業主等の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（3/30時点）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を設け、令和3年8月1日から令和4年3月末までの間に取得した休暇について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期間を令和4年6月末までとなります。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】

：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限が変更になります。

令和4年1月～2月：1日あたり11,000円

令和4年3月～6月：1日あたり9,000円

(申請の対象期間中に緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(以下「対象地域」)に事業所のある企業：  
15,000円)

**【支援金】**

：就業できなかった日について、1日あたり定額で

令和4年1月～2月：1日あたり5,500円

令和4年3月～6月：1日あたり4,500円

(申請の対象期間中に「対象地域」に住所を有する方：7,500円)

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間も延長する予定です。

■詳細はこちらをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24071.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24071.htm)  
↓

■本助成金・支援金の問合せ先：電話(フリーダイヤル)0120-60-3999、受付時間9:00～21:00(土日・祝日含む)

■特別相談窓口(宮城労働局雇用環境・均等室)：電話022-299-8844、受付時間8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

---

#### 4. 令和4年度も引き続き「業務改善助成金特例コース」を実施します！

---

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)の引き上げに対する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

●対象となる事業者(事業場)

・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者

・令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること(※引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで、

遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合には、当該要件に該当するものと取り扱われます)

・ 引き上げ前の事業場内最低賃金と宮城県の最低賃金の差額が30円以内の事業場

●支給要件

- ・ 就業規則等により、引上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引上げ後の賃金額を支払っていること
- ・ 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

●助成額

- ・ 引上げ労働者数1人の場合 30万円
- ・ 引上げ労働者数2人～3人の場合 50万円
- ・ 引上げ労働者数4人～6人の場合 70万円
- ・ 引上げ労働者数7人以上の場合 100万円

●助成率

- ・ 対象経費の合計額×補助率3/4

●助成対象

- ・ 生産性向上等に資する設備投資等  
機械設備（PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象）、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
- ・ 上記に関連する経費（「生産性向上等に資する設備投資等」の額を上回らない範囲に限る）  
広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

●申請期限

令和4年7月29日（金）まで

このコースの概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金特例コース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03\\_00026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03_00026.html)

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）